

## 地下タンク貯蔵所（地下の20号タンク含む）構造設備明細書 記載事項

①「事業の概要」の欄は、当該地下タンク貯蔵所を設置している事業所等の主たる事業の概要を記入すること。

②「タンクの設置方法」の欄は、該当するものに「□」をつけること。

この場合「漏れ防止」とは、タンクをコンクリートで被覆する構造をいう。

③「タンクの種類」の欄は、該当するものに「□」をつけること。

④「タンクの構造・設備」の欄は、次により記入すること。

「形状」の欄は、次によること。（「縦置き」又は「横置き」＋タンク検査済証の形状を記入すること。）

ア 横置円筒型

イ 縦置円筒型

ウ 角型

エ 球型

「常圧・加圧（kpa）」の欄は、該当タンクの貯蔵方法に該当するものに、「□」をつけ、加圧の場合はその圧力を記入すること。

「寸法」の欄は、次によること。

ア 横置円筒型タンクの場合は、内径、胴長（円筒部分の長さ）、鏡出及び全長を記入すること。

イ 縦置円筒型タンクの場合は、内径、高さ、鏡出し（ある場合）を記入すること。

ウ 角型タンクの場合は、縦、横、高さを記入すること。

エ 球形タンクの場合は、内径を記入すること。

「容量」の欄は、当該タンクの最大許容量を記入すること。

「材料、板厚」の欄は、当該タンクのそれぞれの部分の材質及び板厚を記入すること。

ただし、材質については、JIS記号でも認められるものであること。

「外面の保護」の欄は、危険物の規制に関する規則第23条の2に規定されている方法のうち、その施工内容を記入すること。

例：さびどめ塗装、エポキシ樹脂・タールエポキシ樹脂・ウレタンエラストマー樹脂被覆、強化プラスチック被覆

「危険物の漏れ検知設備又は漏れ防止構造の概要」の欄は、漏れを設備によって検知する場合は、その設備の概要を記入すること。漏れ防止構造の場合は、その構造の概要を記入すること。

「通気管」の欄は、当該タンクに設置された通気管の種別、設置数及び当該通気管の内径及び作動圧を記入すること。

「安全装置」の欄は、当該タンクが圧力タンクの場合、その種別、設置数、内径及び作動圧を記入すること。

「可燃性蒸気回収設備」の欄は、該当する項目に「□」をつけ、「有」の場合、その設備の概要を記入すること。

例：回収ホースによる通気管への結合型返還方式

「液量表示装置」の欄は、当該タンクに設置した液面計の形式等を記入すること。

「引火防止装置」の欄は、当該タンクに設置されている通気管に引火防止装置がある場合は、有に「□」をつけること。

⑤「タンク室又はタンク室以外の基礎、固定方法の概要」の欄は、その構造の概要を記入すること。

例：基礎は鉄筋コンクリート造縦〇〇m、横〇〇m、厚さ〇〇m、鋼帯〇〇本で基礎に固定する。

- ⑥「**注入口の位置**」の欄は、注入口の設置場所を記入すること。
- ⑦「**注入口付近の接地電極**」の欄は、当該注入口付近にローリーアース等がある場合は、有に「□」を付けること。
- ⑧「**ポンプ設備の概要**」の欄は、当該タンクの受払いを行っているポンプの種類及び最大吐出量、ポンプの原動機の種類及び防爆構造等を記入すること。
- ⑨「**配管**」の欄は、設置されている配管又は附属配管の材質について、記入すること。  
なお、この場合において、JIS 記号でも認められるものであること。また、当該配管が地下埋設配管の場合は、配管外面の保護方法についても記入すること。
- ⑩「**電気設備**」の欄は、配線、スイッチ、照明、電動機等の構造及び防爆ランク等を記入すること。  
ただし、総合的に「電気工作物にかかる法令の規定により設置」と記入することも認められるものであること。
- ⑪「**消火設備**」の欄は、危険物の規制に関する政令別表第5の消火設備の区分のうち、設置したものを記入すること。  
例：第5種（ABC粉末3.5kg）2本
- ⑫「**工事請負者住所氏名**」の欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電話番号を記入すること。